

では、私の方から火葬場での過去から現在に至る残骨灰の取り扱い等のお話しさせていただきます。

まずは、私が住む京都では、部分収骨が一般に行われています。3~4寸約10センチほどの陶器製の骨壺<sup>はい</sup>に入るだけを遺骨<sup>いこつ</sup>としてお持ち帰りになります。

お骨上げの後、大半のご遺族<sup>ごいぞく</sup>から、この残った骨は、「どうされるんですか?」「どうなるんですか?」と尋ねられます。

一体について、平均60重量にして約2kgが残されます。

私どもは、

「共同埋葬地で、宗教・宗派を超えて合碑という形で永代供養させていただきます。」とお伝えしています。

ご遺族は、それを聞き納得されます。

ご遺族の中には、肥料になるとか、裏山や池にほかされる（捨てる）と思っておられる方が未だに居られます。

待合室と収骨室には、「お骨の行方」と題し、引受業者と供養先をラニネットし紹介しています。

しかし、困ったことは、どこへ行くか、どこで供養されるかをご説明できない時期があることです。何故かと申しますと毎年入札で業者を決定するようになってから、年度替わりの4月より決定するまでの約半年間は空白になります。

その間のご遺族には、どこで供養されるかがお伝えできないのです。やはり、不安がられますし、毎年変わることによって、1年違いで亡くなられたご夫婦の行き先が違ふとか、家族が以前と違ふ場所になることは、ご遺族の評価が分かれ

るところです。現場<sup>げんば</sup>からは、空白期を作らない方法を提案したり、供養地を固定することを提案致しますが、この辺りは、現場で直接ご遺族と接するものにしかわからない思いがあるようで、管理者側の行政の担当者には、伝わりきりません。現場でご遺族に接する体験をして貰いたいところです。その体験が有れば、現場の要望も納得してもらえるかと思えます

次に収骨後に残された骨灰に目を向けたいと思います。

まずは、**燃え残り**です。

私が、火葬場に勤務いたしました頃は、高い煙突がそびえ地下に煙道が走る、二次燃焼炉もない火葬炉でした。3炉で1時間おきに1件最大一日6件を受け

入れていましたので、そうすると3時間後に次の受入が来ます。火葬中は一旦お帰り頂く形です。前室もなく炉前ホールは共通です。収骨もそこで行う形でした。

到着から火葬開始<sup>かそうかいし</sup>に15分から20分程度。火葬終了後の冷却に10分、整骨に5分、収骨に15分、残骨の清掃に10分。合せて60分火葬以外に必要です。当時は、自宅で行われる葬儀だったため、30分程度の遅れは当然で、次の受入準備を整えるためには、逆算で90分以内に火葬を終わらなければなりません。通常ならば十分に綺麗なお骨にしてあげられますが、体格や副葬品量で火葬時間が90分を超えることがあります。その時どうするかと申しますと、どこかを削らなければなりません。まずは、冷却時間です。真っ赤に焼けた炉内台車の上で整骨をします。燃え残りがある場合は取り除きます。今の火葬炉は火葬時間60分がうたわれますが、現在でも実際は50分から120分の範囲です。当然、火葬技術によっても変わりますが、時間に余裕がない場面では、燃え残りが発生します。

それも合わせ、残骨灰として、業者に委託します。問題は何かと申しますと、燃え残りが出るということです。業界の方には、解ると思いますが、一般の方には想像できない物でしょう。これは、火葬技師の意識と契約体形から引き起こされています。

燃え残りだけを再火葬するだけで済むことです。そうすれば、燃え残りは火葬場から出ることはありません。何故出るのかは、火葬技師のご遺体に対する葬送の思いが無いことです。意識が遺体処理になっていると思われます。もう一つは近代化してきている火葬場の中に、まだまだ、旧体系の火葬場が存在することです。勤務形態が火葬するときだけの勤務で、火葬が無い時は拘束されないのです。とすると当然、燃え残りの再火葬なんて、ご遺体の受入が無いのに出勤するはずもないし、行政側も経費が掛かる勤務を促すこともありません。また、そういう事象すら想像できないし必要性の認識が無いでしょう。火葬に於いて燃え残りを出すこと自体、火葬のお見送りの未完成形です。火葬技師として恥じるどころです。このことは非常に大事な問題だと思えます。

次に残骨灰に含まれる**有害物質**に関してです。

火葬場から残骨灰と称し、すべての骨灰が持ち出されています。ここでの問題は、焼骨・骨粉と混合灰・集塵灰・煙道灰、灰に関する処理の方法が違うことです。分別がまず必要です。平成13年に行われた調査では焼骨に対しては問題ありませんそのまま供養していただけます。灰に関しては、混合灰に、柩受け台に用いられる耐熱鋼やステンレスに由来する、六価クロムが高濃度で検出され、重金属に対する処理が必要ですし、集塵灰や煙道灰には、高い濃度でのダイオキシ

ンが検出されたため、有機汚染物質用の適正処理が必要です。これらの灰は基本的には、特別管理産業廃棄物と同等の扱いが必要です。

重金属における適正処理

① セメント固化 ②薬剤処理 ③酸抽出 ④溶融処理 ⑤焼成処理です。

有機汚染物質における適正処理

① 溶融処理 ②加熱脱塩処理が挙げられます。

したがって、<sup>さんこつはい</sup>残骨灰を<sup>ぶんべつ</sup>分別し、焼骨は、宗教的感情を重視した供養が必要なのと、灰については、専用の溶融処理等が行える施設が必要とされます。

このことは、行政の入札における。安価な入札形態では、(私のところでも1円入札が行われております。)経費の捻出が出来ず企業として成立が困難な立場に追いやられているのではないかと不安に思います。適正な価格設定を社会に訴えるが必要でしょう。

最後に、現在は、私どもも業者に委託処理をお願いしておりますが、過去、残骨置き場として、敷地内に専用のスペースが有りました。埋めて花壇として現存しております。確かに掘り起こせば骨片が認知出来ます。分析は、行われたことはありませんが、有害物質の存在が疑われます。京都市や大阪市におきましても専用の埋葬施設をお持ちですので、どういう管理体制におかれているのか、調べてみたいと今回の原稿を仕上げる中で感じたところです。

本日は、業界の代表にパネリストとしてお招きしています。当方も正しい認識もなく丸投げをしている側です。適正処理にも大変なご苦勞があると思います。そのあたりもご提起いただければと思います。

以上で私の話を終わらせていただきます。